めろの事前確認制移行について

輸入注意事項 12 第 27 号 (12.4.17)

改正(1)輸入注意事項 12 第 137 号(12.12.26)

平成12年4月17日付け通商産業省告示第258号(輸入公表の一部を改正する告示)により上記貨物の輸入については平成12年5月8日以降事前確認制に移行することとなりました。

このため、平成12年5月8日以降の当該貨物の輸入については、平成12年5月7日までに関税法第67条の規定による輸入申告書又は同法第43条の3第1項の規定による蔵入承認申請書若しくは同法第62条において準用する同法第43条の3第1項の規定による移入承認申請書が受理されていない場合は、確認書がないと輸入できませんので別途経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室で確認を受けてください。①

この確認を受けるためには「めろ漁獲証明書」又は「めろ再輸出証明書」を提出することが必要ですが、「めろ漁獲証明書」については、めろを漁獲した漁船の旗国又は地域の政府職員が確認したもの又は南極海洋生物資源保存委員会(CCAMLR)が認めた制度に基づき発行されたものであること、「めろ再輸出証明書」については、経由国等の政府職員が確認したものであることが必要です。しかし、平成12年5月7日以前に船積みされた貨物については、真にやむを得ない理由がある場合に限り、当該貨物が平成12年5月7日以前に船積みされたことを証する書類(船荷証券又は航空貨物輸送証)及び「めろ漁獲証明等報告書」(別紙様式)をもって、上記「めろ漁獲証明書」又は「めろ再輸出証明書」に替えることを認めることとします。

めろ漁獲証明等報告書

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

<u>申請者名</u>	
住 所	
電話番号	
記名押印又は署名	

- 1 貨物のメロを漁獲した漁船
 - (1) 漁船名 (2) 母港 (3) 船長名 (4) 旗国 (5) 登録番号 (6) コールサイン
 - (7) ロイズ保険番号(加入している場合)
 - (8) 漁業許可番号(漁業許可番号がある場合)(9) 操業期間
- 2 漁獲した漁船から転載を受けた船舶(転載があった場合)
 - (1) 転載日付(2) 船舶名(3) 登録番号
- 3 陸揚げ(漁獲後初めて陸揚げされたものに限る。)
 - (1) 陸揚げ日付(2) 陸揚げ港名(3) 陸揚げ国名(4) 陸揚げをした船舶名
 - (5) 船長名 (6) CCAMLR保存管理への合致の有無
 - (7) 陸揚げ及び販売されためろに関する記述

魚	種	製品形態	製品純重量 (陸揚げ)	漁獲海域	製品純重量 (販売)

- 4 受取業者
- (1) 名前 (2) 住所 (3) 電話番号 (4) FAX
- 5 輸出業者
 - (1) 名前 (2) 住所 (3) 輸出業者許可番号(許可番号がある場合)
- 6 輸出されためろに関する記述

魚	種	製品形態	製品純重量

- 7 輸入業者
 - (1) 名前 (2) 住所
- 8 輸入地
- 9 再輸出国名
- 10 再輸出されためろに関する記述

魚	種	製品形態	製品純重量

- 11 再輸出業者
 - (1) 名前 (2) 住所 (3) 輸出業者許可番号(許可番号がある場合)
 - (4) 再輸出日付
- 12 輸入業者
 - (3) 名前 (2) 住所
- 13 輸入地
 - (注) 1 上記9~13の欄は、再輸出されたものを輸入する場合に限る。
 - 2 上記3(7)、6、10の魚種の欄にはTOP(Dissostichus eleginoides;まじえらんあいなめ)、TOA(Dissostichus mawsoni;らいぎょだまし)の別を、製品形態の欄にはWHO(丸、ラウンド)、HAG(頭、ハラ抜き)、HAT(頭・尾抜き)、FLT(フィレ)、HGT(頭、ハラ、尾抜き)、OTH(その他)、OTHの場合には具体的な製品形態を、製品純重量の欄には当該漁種、種類別の純重量(kg)を記入すること。また、漁獲海域の欄にはCCAMLR統計海区を、条約水域外で漁獲された場合にはFAO統計海区を記入すること。
 - 3 様式は日本工業規格A4とする。